

科学研究費助成事業（研究成果公開促進費（研究成果公開発表（B）（ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI）））審査要項

平成31年2月12日
独立行政法人日本学術振興会
研究成果の社会還元・普及委員会決定

第1章 総則

（目的）

第1条 この要項は、独立行政法人日本学術振興会研究成果の社会還元・普及委員会（以下「委員会」という。）において行う科学研究費助成事業（研究成果公開促進費（研究成果公開発表（B））のうち、ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHIに係る審査（以下「審査」という。））に関し必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 成果公開 研究成果公開促進費（研究成果公開発表（B））のうち、ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHIの対象となる個々の事業をいう。
- 二 審査委員 委員会規程第3条に定める委員及び専門委員をいう。
- 三 実施代表者 プログラムの企画・実施の中核を担い、責任を持って実施する研究者をいう。
- 四 実施代表者等 実施代表者及び実施代表者の所属する研究機関の長をいう

（審査の時期）

第3条 審査は、応募書類の受理後、速やかに行う。

（審査の方法）

第4条 審査は、次の各号に掲げる方法を組み合わせて行う。

- 一 書面による審査
- 二 合議による審査

（守秘の徹底）

第5条 審査の過程は、非公開とする。

2 審査委員は、審査の過程で知ることができた次の各号に掲げる情報を他に漏らしてはならない。

- 一 計画調書及びそれらの内容
- 二 審査委員の発言内容及び審査に関連して審査委員を特定できる情報（氏名、所属機関及び専門分野を含む）
- 三 審査委員が行う評点及びその集計結果
- 四 審査の結果（成果公開の実施代表者及び実施代表者が所属する機関の長（以下「実施代表者等」という。））に開示されるまでの間）
- 五 審査委員の氏名等（公表されるまでの間）
- 六 その他非公開とされている情報

3 審査委員は、審査結果についての問い合わせに応じないものとする。

（研究者倫理の遵守）

第6条 審査委員は、審査の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデア及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことは、研究者倫理及び社会的倫理に反するため、行ってはならない。

(利害関係者の排除)

第7条 審査に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

- 一 審査委員が成果公開の実施代表者等である場合は、審査に加わらないこととする。
- 二 審査委員が、成果公開の実施代表者等との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、審査に加わらないこととする。
 - (1) 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - (2) 緊密な共同研究を行う関係
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
 - (3) 同一研究単位での所属関係(同一研究室の研究者等)
 - (4) 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
 - (5) 成果公開の採否又は審査が審査委員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

(審査結果の開示等)

第8条 各審査委員の成果公開に対する審査結果が特定されないよう配慮した上で、採択されなかった実施代表者に対して、所見を開示する。また、採択された実施代表者に対して、所見がある場合は開示する。

2 審査委員の氏名等は、審査終了後、一般に公開する。

第2章 審査

(審査の方針)

第9条 審査は、平成15年11月14日科学技術・学術審議会決定「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」を踏まえ、次の方針により行うものとする。

- (1) 平成28年12月21日に内閣総理大臣決定された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の趣旨及び平成14年6月に文部科学大臣決定された「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」(最終改定 平成29年4月)に則り、厳正な審査を行う。
- (2) 成果公開は、種目の目的、性格に即し、国内外の学術研究の動向に照らし特に重要なものを選定する。
成果公開の選定に当たっては、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与するものを選定するようにする。
- (3) 以下に掲げる点を目的として、学術が持つ意義や学術と日常生活との関わりに対する理解を深める機会を社会に提供するものを選定する。
 - (a) 我が国の将来を担う児童・生徒を対象として、若者の科学的好奇心を刺激してひらめき、ときめく心の豊かさとし知的創造性を育むこと
 - (b) 科学研究費助成事業による研究について、その中に含まれる科学の興味深さや面白さを分かりやすく発信すること
 - (c) 上記を踏まえ、学術の文化的価値及び社会的重要性を社会・国民に示し、学術の振興を図ること
- (4) 次の項目を全て満たすプログラムを選定する。

- (a) 科学研究費助成事業による研究に関わる基礎的な内容をより分かりやすく伝え、科学に興味深さや面白さを抱けるようなプログラム。
- (b) 小学5・6年生、中学生及び高校生のいずれかが対象であるプログラム（対象が重複しても構わない。）。
- (c) 実施代表者等の所属する研究機関が主催するプログラム（学協会や自治体等、実施代表者等の所属する研究機関とは別の組織が主催する行事の一部として実施するプログラムは対象としない。）。

(5) 事業期間は、1年とする。

(6) 採択した成果公開に対しては、その事業の内容に対応する必要な額を配分する。また、配分額は原則として1万円単位とする。なお、応募成果公開の応募額を最大限尊重して配分額を決定するものとする。

(7) 相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする成果公開又はアンケート調査等を行う成果公開については、人権及び利益の保護の取扱いについて十分配慮する必要がある。

(8) ヒト遺伝子解析研究等（ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究、遺伝子組換え実験、遺伝子治療臨床研究及び疫学研究を含む研究）に係る成果公開については、法令等の遵守への対応に十分配慮する必要がある。

(審査の方法)

第10条 審査の方法は、次のとおりとする。

[成果公開の採択決定までの進め方]

- ①各審査委員は、個別の書面審査を行い、委員の合議により採択成果公開を決定する。
- ②各審査委員は、別添の評定基準等に基づき、事前に計画調書により審査を行う。

[委員による採択成果公開の決定までの進め方]

委員は、配分総額が配分可能額の範囲となるように、合議により採択成果公開を選定する。

附則（平成31年2月12日）

この要項は、平成31年2月12日から施行する。

研究成果公開促進費（研究成果公开发表（B）（ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI））の書面審査における評定基準等

科学研究費助成事業（科研費）のうち、研究成果公開促進費は、研究成果の公开发表、重要な学術研究の成果の発信及びデータベースの作成・公開について助成することによって、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与することを目的とするものです。配分審査に当たって、各審査委員は、応募成果公開について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

研究成果公開促進費（研究成果公开发表（B）（ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI））は、以下に掲げる点を目的として、学術が持つ意義や学術と日常生活との関わりに対する理解を深める機会を社会に提供するものです。

- ・我が国の将来を担う児童・生徒を対象として、若者の科学的な好奇心を刺激してひらめき、ときめく心の豊かさと知的創造性を育むこと
- ・科研費による研究について、その中に含まれる科学の興味深さや面白さを分かりやすく発信すること
- ・上記を踏まえ、学術の文化的価値及び社会的重要性を社会・国民に示し、学術の振興を図ること

書面審査においては、各応募成果公開について、以下の評定要素に着目しつつ、最終的に、5段階による総合評点を付すこととします。

合議審査では、書面審査における総合評点等を基に、個別の評定要素や応募状況等を適切に勘案して、成果公開の採否及び経費の配分額を決定します。

審査に当たり、高い総合評点を付す応募成果公開は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た成果公開である必要はありません。

研究成果の公開の多様性に配慮しつつ、本種目の性格に合った重要な成果公開を幅広く見いだすよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が参加している応募成果公開（第7条参照）の審査は行わないでください。

i 評定基準

〔評定要素〕

（1）プログラムの内容、実施方法の工夫

- ・科研費による研究について、その中に含まれる科学の興味深さや面白さを分かりやすく発信しようとしているか。
- ・科研費による研究者個人の独創的・先駆的な学術研究の一端を体験できる企画となっているか。
- ・受講生の科学的な好奇心を刺激する内容となっているか。
- ・受講生の心の豊かさと知的創造性を育むことができる内容となっているか。
- ・実施担当研究者自身の歩みや人柄に触れることができる内容となっているか。

- ・座学（講義等）に偏りすぎることなく、実験、フィールドワーク、発表、討論等、受講生が自ら体験し考察できる内容となっているか。
- ・受講生の自発的で積極的な活動を促す工夫がなされているか。
- ・異なる学校種別の受講生を同時に対象として実施する場合は、その際の実施方法の工夫がなされているか。
- ・進路説明会、オープンキャンパスなど実施機関が別に企画する事業と同日に実施する場合、本事業の趣旨・目的に合致した独立したプログラムになっているか。

（２）広報活動

- ・効果的な広報活動が計画されているか。

（３）安全性の確保

- ・受講生等への安全配慮が適切になされているか。

〔総合評点〕

各成果公開の採択について、上記の各評定要素に着目しつつ、下表の基準に基づいて、５段階評価を行い、総合評点を付してください。

その際、担当する応募成果公開全体の中で、下表右欄の評点分布を目安として評点を付すこととし、評点の偏った評価とならないようにしてください。（担当成果公開数が少ない場合は、この限りではありません。）

なお、「－」を付すのは、「利害関係」にあたる応募成果公開のみとします。その場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

評点区分	評 定 基 準	評点分布の目安
５	非常に優れた提案であり、最優先で採択すべき	１０％
４	優れた提案であり、積極的に採択すべき	２０％
３	優れた内容を含んでおり、採択してもよい	４０％
２	採択するには内容等にやや不十分な点があり、採択の優先度が低い	２０％
１	採択するには内容等に不十分な点があり、採択を見送ることが適当である	１０％
－	利害関係があるので判定できない	－

〔開示用審査所見の選択〕

総合評点において、「３ 優れた内容を含んでおり、採択してもよい」、「２ 採択するには内容等にやや不十分な点があり、採択の優先度が低い」又は「１ 採択するには内容等に不十分な点があり、採択を見送ることが適当である」を付した場合には、採択されない成果公開に対して審査結果を開示する際の所見を必ず選択してください。直接記載することも可能です。

なお、「５ 非常に優れた提案であり、最優先で採択すべき」又は「４ 優れた提案であり、積極的に採択すべき」を選んだ場合であっても所見を記載することは可能です。

ii 遵守事項

(1) 人権の保護及び法令等の遵守への対応について

プログラムの実施において人権保護や法令等の遵守が必要とされる場合は、関連する指針・法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、実施することとなります。このため、審査の評価項目として考慮する必要はありません。

(2) 生物を使用するプログラムについて

生物を使用するプログラムの実施において公募要領に示す以下の項目を遵守して実施する必要があります。このため、審査の評価項目として考慮する必要はありません。

- I 飼育（栽培）・増殖された個体を用いることが可能であればそのようにし、野生個体を用いる必要がある場合は環境影響を最小限にするように工夫すること。
- II 本プログラムは動物実験の必要性を訴える機会ではない。やむをえずマウスなどの実験動物を用いる場合は、代替法が存在しないことを確認のうえ、次のことを遵守すること。
 - i 各機関の動物実験関係規定に従って動物実験計画書を提出し、許可を得ること。
 - ii プログラムの中で受講生に各機関の動物実験関係規定に従った講習を受けさせること。
 - iii 動物の苦痛低減や使用個体数の最少化などを心がけ、動物愛護に十分配慮して実施すること。

なお、プログラムを実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど実施代表者等に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。採択された場合には、実施代表者等に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知するとともに、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「その判断に至った理由」欄への記入は不要です。